

む。若しくは第三十条第二項の規定により準用され、又は第二十九條の二第二項の規定により適用される第二十八條第四項の規定を含む。以下この項において同じ。の適用を受けた市町村の区域の変動、町村合併又は境界の変更については、第二十七條第十二項又は第二十八條第四項（町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分を除く。）の規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、また、第二十八條第四項の規定中町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時までに第二十五條第一項の規定により国有林野の売却を受けた新市町村及び同条第八項の規定の適用を受けた新市町村については、同条第三項から第六項までの規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、第二十八條第一項、第二十九條第一項又は第二十九條の二第一項の勧告を受けた市町村が、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時以後において、当該勧告を受けた町村合併に関する計画に基づいて行なう町村合併については、第二十八條第四項（町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時以後も、なおその効力を有するものとし、また、第二十八條第四項の規

定中町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分及び第二十八條第五項の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十六年六月二十九日から施行する。

2 町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「国の行う」を「町村合併後十箇年以内に生じた災害その他の事由に対する国の」に改める。

附則第二項ただし書を次のように改める。

ただし、その時までに行なわれた町村合併については、第二十条の二の規定は、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、その他の規定は、本文の規定によりこの法律が効力を失う時以後も、なおその効力を有するものとする。

附則第三項中「昭和三十一年法律第百六十四号」を削る。

理由

町村合併を行なつた市町村の建設の現状にかんがみ、新市町村建設促進法の規定中新市町村建設計画の実施の促進に關するもの有効期間を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱田委員長 政府より提案理由の説明を求めます。渡海政務次官。

○渡海政務次官 ただいま提案せられたました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略について御説明いたします。

消防組織法は、国、都道府県及び市町村の消防に關する組織、機能について定めたものでありますが、最近の消防行政の推移に應じ、その一そのの進展をはかるため、若干の規定について改善、整備を行なうこととし、ここに改正案を提出した次第であります。

第一は、消防庁の組織を整備し、所掌事務のより能率的な処理をはかるため、消防庁長官を助け、庁務を整理する職として、次長一人を置くこととしたものであります。

第二は、消防庁及び都道府県の所掌事務に關する規定の整備でありまして、その一は、消防員が大部分市町村の非常勤職員として、ほとんど無報酬に近い状態で、水災その他の災害に際して危険な活動に従事しているのが実情でありますので、多年勤続して退職する団員に対して、国としてその労を謝するため報償を行なうこととし、その実施に關する事務を消防庁の所掌事務として新たに規定したことであり

ます。その二は、消防庁及び都道府県の所掌事務に關する規定のうち火災防

御計画を消防計画に改め、単に火災防

御についてのみでなく、消防の任務全般について、市町村が計画を樹立するよう指導を行なうとするものであります。

第三は、消防団員の階級の基準を消防庁が準則で定めることとし、消防団の運営の合理化をはかりとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概略であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に新市町村建設促進法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

昭和二十八年十月町村合併促進法が施行され、全国的に町村合併が進められてきた今日まで満七年余を経過いたしましたのでありますが、幸いにして一般の理解と協力によりきわめて顕著な成果を上げることができたのであります。昭和二十八年九月末日当時、約九千九百をかねて全全国の市町村が本年二月一日現在では約三千五百市町村と、おおよね三分の一に減少し、町村合併によつて約二千四百の新市町村の誕生を見るに至つたのであります。

町村合併によつて減少した町村の数は六千六百余に上つていたのであります。これは、國が当初立てました合併計画に基づき減少予定町村数に対して一〇六パーセントに当たり、また都道府県が立てた合併計画に対しては九六パーセントの進捗率を示しているものであります。町村合併は、今やおむね所期の目標を達成した段階にあると存するのであります。

一方、町村合併を通じて誕生した新市町村の建設につきましては、新市町村建設促進法の施行以来、すみやかにその一体性を確立するとともにその地域の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して総合的計画的に建設を進めるように、國、都道府県その他の団体等において、それぞれの行なう各般の施策を通じて協力して参つたのであります。新市町村における真摯な建設の努力と相待ちまして遂次建設の実績が上げられつつあるのであります。しかしながら、町村合併後なお日浅い新市町村として、拡大された地域についてその建設を進め、真に新市町村の一体性を確立し、住民福祉の増進と地域の発展をはかつていくためには、なおいろいろ困難が存し、新市町村建設計画に掲げられた建設事業の実現も、毎年計画のおおむね八〇パーセント前後にとどまるのであります。新市町村建設計画の完全な実施をはかり建設の目標を達成して新市町村の健全な発展を実現していくためには、國、都道府県その他の今後一その協力援助を必要とするのであります。町村合併がほぼその目標を達成した現在、過去七年有るにわたる町村合併の推進に終止符を打ち、もつぱら新市町村の建設にさらに積極的な力をいたすべきものと考えられるのであります。これがため、この際本年六月末をもって失効することとなつております新市町村建設促進法の有効期間を延長することとする等のため、同法の一部を改正したいと存するのであります。

以下、改正法案の内容についてその概要を申し上げます。

第一は、新市町村建設促進法の有効期間を五カ年延長し、引き続き新市町村に對し新市町村建設計画の実施の促進をはかることとしようとするものであります。

第二は、町村合併の現状にかんがみ、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進に關しまして

は、本年六月末をもってこれらに関する措置を打ち切ることとし、関係規定の有効期間を延長しないこととしようとするものであります。

第三は、町村合併に関する計画に基づき都道府県知事の勧告または自治大臣の勧告を受けた市町村で、今までに町村合併をしていないものが、今年六月三十日以降に勧告に基づく町村合併を行なった場合においては、これを新市町村とみなして新市町村建設促進法の適用を受けることができることとしようとするものであります。

第四は、新市町村が災害等に際して、国の財政上の援助に關し、町村合併が行なわれなかったものとして措置しなればならないものとする特例措置は、他の特例措置の取り扱いに準じて新市町村建設促進法の有効期間中に限ることとしようとするものであります。

以上が新市町村建設促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○濱田委員長 次に、内閣提出、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案を議題といたします。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案

後進地域の開発に関する公共事業

業に係る国の負担割合の特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、後進地域の開発に関する公共事業に係る経費に對する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」といふ。)を、当分の間引き上げることにより、後進地域の開発に関する公共事業の実施を推進し、もつて後進地域の経済基盤の強化と住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「適用団体」とは、地方交付税法(昭和二十五法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一條の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値(以下「財政力指数」といふ。)が、〇・四六に満たない都道府県をいふ。

2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が適用団体に負担金を課して行なう次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に對する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に對する通常の国の負担割合

と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいふ。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廃防止施設
- 五 地すべり防止施設
- 六 林道
- 七 道路
- 八 港湾
- 九 漁港
- 十 農業用施設

(国の負担割合の算定方法等)

第三条 開発指定事業に係る経費に對する国の負担割合は、当分の間、適用団体ごとに当該開発指定事業に係る経費に對する通常の国の負担割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」といふ。)を乗じて算定するものとする。

$$1 + 0.25 \times 0.46 - \text{財政力指数}$$

第四條 前條第一項及び第二項の規定により開発指定事業に係る経費に對して国が通常の負担割合をこえて負担することとなる額の交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

- 1 適用団体であつて、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)第十七条、東北開発促進法(昭和三十一年法律第九十五号)第十二条第二項及び第三項、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)第十二条第二項、四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)第十二条第三項並びに四国地方開発促進法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第七十号)附則第二項及び附則第三項並びにこれらに基づく政令(以下「国の負担割合の特例に關する法令」といふ。)の規定を

引上率を算定し、経済企画庁長官並びに開発指定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいふ。)及び適用団体の長に通知するものとする。

(政令への委任)

第四條 前條第一項及び第二項の規定により開発指定事業に係る経費に對して国が通常の負担割合をこえて負担することとなる額の交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する、昭和三十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

(経過措置)

2 適用団体であつて、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)第十七条、東北開発促進法(昭和三十一年法律第九十五号)第十二条第二項及び第三項、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)第十二条第二項、四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)第十二条第三項並びに四国地方開発促進法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第七十号)附則第二項及び附則第三項並びにこれらに基づく政令(以下「国の負担割合の特例に關する法令」といふ。)の規定を

適用して算定した場合の国の負担総額が通常の国の負担割合による昭和三十六年度においては十分の十の額、昭和三十七年度においては二分の一の額、昭和三十八年度においては四分の一の額が、それぞれこの法律の規定により算定した国の負担総額が通常の国の負担割合による国の負担総額をこえるもの又は適用団体以外の都府県であつて、地方財政再建促進特別措置法第三條第四項に規定する財政再建団体であるもの若しくはこの法律の施行の際現に同法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、この法律又はこの法律による改正後の国の負担割合の特例に關する法令の規定にかかわらず、この法律による改正前の国の負担割合の特例に關する法令の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令の規定により通常の国の負担割合に乗ずる数、この法律による改正前の東北開発促進法第十二條第二項本文に規定する通常の国の負担割合に対する率及びこの法律による改正前の四国地方開発促進法第十二條第三項本文(四国地方開発促進法の一部を改正する法律附則第二項において準用する場合を含む。)に規定する通常の国の負担割合に對する率は、当該数又は率から

一を減じた数又は事の昭和三十六年度にあつては十分の一、昭和三十七年度にあつては二分の一、昭和三十八年度にあつては四分の一にそれぞれ一を加えた数又は率とする。

3 第三条第四項の規定は、前項後段の規定による通常の国の負担割合に算入する数又はこれに対する率の算定及び通知について準用する。

4 地方財政再建促進特別措置法の一部改正
地方財政再建促進特別措置法の一部を次のように改正する。
第十七条各号列記以外の部分中「財政再建団体の」を「財政再建団体（都道府県を除く。）の」に改める。

5 東北開発促進法の一部改正
東北開発促進法の一部を次のように改正する。
第十二条の見出しを「地方財政再建促進特別措置法との関係」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びに前二項の規定は」を「前項の規定は」に、「同法」を「地方財政再建促進特別措置法」に改め、同項を同条第二項とする。

6 九州地方開発促進法の一部改正
九州地方開発促進法の一部を次のように改正する。
第十二条の見出しを「地方財政再建促進特別措置法との関係」に改め、同条第二項を削る。

第十三条を削る。

7 四国地方開発促進法の一部改正
四国地方開発促進法の一部を次のように改正する。
第十二条の見出しを「地方財政再建促進特別措置法との関係」に改め、同条第三項を削る。

8 四国地方開発促進法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第二項及び附則第三項を削る。

9 北陸地方開発促進法（昭和三十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削る。

10 中国地方開発促進法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

11 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第 号）の規定により開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。

理由

後進地域の開発に関する公共事業の実施を推進するため、当該事業についての国の負担割合を当分の間引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱田委員長 ます、政府より提案理由の説明を求めます。渡海自治政務次官。

○渡海政府委員 ただいま議題となりました後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の提案理由とその要旨を御説明いたします。

わが国の経済の発展と住民福祉の向上をはかっているために近時特に地方開発の必要が強調されております。すなわち、開発のおくれている後進地域の産業立地条件を整備し、その体質を改善していくことが、いわゆる地域格差を是正し、わが国経済を全国的に均衡を保って一段と伸展させるためにきわめて重要と考えられているのであります。

それがためには、今後これらの後進地域において公共事業の増大することが期待されるのであります。財政力が十分ではなく、その消化が容易でない地域の開発に関する公共事業については、国の負担割合を高め、当該地域の負担を軽減して公共事業の実施を円滑ならしめ、もってこれらの地域の経済基盤の強化と住民福祉の向上を促進する必要があると見ます。

公共事業については、国庫負担率の特例制度としては、現に東北、九州及び

四国地方の各開発法に基づく制度と、地方財政再建促進特別措置法に基づく制度とがあります。これらの制度は、開発を必要とする後進地域を網羅していないのみではなく、過去に赤字を出した団体であるかどうかにかんがみ、これらに制度も統合して、新たに、全国的に後進地域の開発推進をはかる統一した財政援助制度を設けることとしたのであります。

以上が、本法律案の提案の理由であります。次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明いたします。

第一は適用団体であります。国庫負担率の特例は、地域的に見て後進性が強いことと、財政負担能力が乏しいこととの両面を考慮してその適用団体を選択すべきものであります。その基準は地方交付税制度上の基準財政収入額と基準財政需要額との比率に求めることとおおむね適確であり、しかもその算定が統一客観的であると認められるのであります。都道府県における過去三年間の比率の平均は、基準財政需要に対する基準財政収入のおおむね〇・四六でありますので、これを財政力指数の平均値とし、それぞれの地方団体の財政力指数が〇・四六に満たない場合、その団体に本法の適用をいたすことにしました。

第二は、適用の対象となる事業であります。事業の範囲は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道、道路、港湾、漁港、農業用施設の事業で真に後進地域の開発に寄与するものを、従前からの各地方開発促進法や地方財政再建促進特別措置法における対象事業の範囲を参考として選択することにいたしましたのであります。したがって、具体的には政令で定めることといたしております。

第三は、国の負担割合の引き上げの方法であります。その方法は、適用団体の財政負担能力の実態に即し、かつ簡明なものであることが望ましいと思われ、各適用団体ごとにその財政力指数が〇・四六に満たない数値を引き上げ率の基礎とすることとし、財政力指数の最も低い団体の引き上げ率が二五％となるように一定の算式によって決定することといたしました。

なお、事業ごとにこの引き上げの方法で国の負担割合を算定した場合において、適用団体の負担割合が一割未満となるときは、最低限度一割は県が負担することとなるように国の負担割合を定めることといたしております。

第四は、現行の公共事業に対する国庫負担特例制度との関係であります。この制度の実施に伴い、さきに申しました現行の特例制度は、廃止する建前とし、三十八年度までに漸進的に本法に吸収することとして、所要の経過措置を設けることにいたしましたのであります。

以上が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○濱田委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。

質疑は後日に譲ることとしたします。

○濱田委員長 次に、地方財政に関する件につきまして調査を進めます。

昭和三十六年度地方財政計画に関する質疑を継続いたします。久保田円次君。

○久保田(円)委員 三十六年度の地方財政計画でございますが、この点につきましては、各地方団体は、地方自治法の精神にのっとりまして、行政の確保と健全な発達をしなければならぬ、こういうのが目的にあるわけでございます。そういう中に立ちまして、一応自治省といたしまして、国の施策、すなわち、総理が日本経済の非常な健全な成長の中から特に所得増進を打ち出しているわけでございます。その中に立ちまして、特に減税とそれから公共投資、社会保険、この三つを強く取り上げていくわけでございますが、自治大臣もこの説明の中に、特に「その健全化を一そう推進する方針のもとに、投資的経費の財源を充実して行政水準の向上をはかるとともに、積極的に後進地域の開発を推進していくことを目標としたのであります。このうらふに前記をしまして、そしていろいろ財政計画を立てているわけですが、私はこの財政計画を一つついでにしまして、自分の長い自治体におきましての経験から、この財政計画にありま

ころの数字一つ一つを取り上げることなく、今地方団体が一番困っておるところ、悩みの多いところ、これを一つ指摘いたしまして、きょうは大臣がおりませんから、政務次官から一つ大臣にかわつてもらつていろいろ御答弁していただきたいと思ひます。なお、関係局長も一つ御答弁をお願いいたしますのでございます。

そこで考えられますのは、この財政計画の説明の中で、特に第三表「歳入歳出構成に関する調」でございますが、この第三表のこれを見ていただきたいと思ひます。そうすると、歳入構成比の中に地方税が四〇％、それから特に私にお尋ねしたいのは地方交付税の二〇％、この比率をよく見てみるわけでございます。そうしますと、将来の地方交付税を引き上げて、特に後進団体につきまして何とかめんどうを見る、そういう考え方があつたらばそれでけっこうだし、また地方税そのものをよく分析をして、そしてこういうふうな考え方も持つておるのだ、たとえばいろいろの施策があるわけですが、そういうふうな基本的な一つの今後の考え方を次官から一つ何か考えがあらましたら御説明願ひたいと思ひます。

○濱田政府委員 ただいま地方税並びに地方交付税の歳入構成に占める率等を勘案して、将来においてこれをい

主性をできるだけ財政面からも強化しなければならぬ、常にこう考へておる次第でございます。地方交付税率も昭和三十年の二二・八から累年増加いたしまして、昨年は特別交付金を含めまして二八・八、地方団体が最も貧困に苦しみました二十九、三十年当時

に比しまして六・八、おおむね七〇％増加したような次第でございます。将来これをどうするかという点につきましては、本年度は国と地方合わせまして一千億以上の減税を行なうというところでございますが、地方の自主財源が少なくという現況にもかんがみまして、近く提案になります地方税の改正におきましては、国の減税に對しまして地方の減税はこれと比較すれば少額にとどまつております。しかしながら、それにいたしまして、初年度におきまして百五十億近く、平年度にいたしまして二百九十五億に上る減税を行なう予定をいたしております。しかしながら、これらの減税措置をいたしたき、あるいは負担の均衡をすべき方向に進まなければならぬ、そういう税

が地方税の中に多々あるというところは私たちが認めておるところでございますが、地方財政の現況ともあわせまして、むしろ国と地方を通ずる税のあり方がいかにあらねばならないかという方向を国とともに検討しなければならぬときが来ておるのでないか。かように考えまして、過去二年前から政府におきましては、国と地方を通ずる税制の根本的改正ということで調査会を作つて御検討をいただいておりまして、三十六年度においてこれが答申をいた

方針に基づきまして、現在における抜本的な財源制度を考へていきたい、かように考へておるような次第でございます。

○久保田(円)委員 やはり地方税の財源問題でございますが、何というても地方団体に財源を求めさせてやる、それには住民の所得を上げさせるような施策を考へなくちゃならない。これが基本でございますが、都道府県、特に県税でございますが、こういうような点に對しましては市町村税よりもその率が非常に低い。大体におきまして国の出先機関のような考へ方になつていくわけでございますが、とにかく市町村を中心にした財源をなるべく大幅に求められるような施策をだんだん考へていってやつて、そして交付税というものに對しましては、とにかくいい制度ではないのでございまして、できるならばひとりで立ちでいくことがけっこうでございますので、そういうふうな方向に向かつてもらふことがいいのではないか、かように考へるわけでございます。

そこでいわゆる交付税に對しましての不交付団体は大阪、神奈川、東京、愛知と、こういうふうなところでございまして、ただいまいろいろ後進地域に對しての開発につきまして次官から説明がございましたが、特に〇・四六以下の団体名を知らせていた

は一つの御議論でございます。かくありたいものだと思つても考へるのであります。一方三千五百に上る自治体のあり方を見ますと、いかなる税を持つて参りまして均衡ある税の徴収と

なるといふのが、日本の各自治体の実情でいかと思ひます。従つて地方税そのものによる収入の均衡を保つための制度として、地方交付税が存する役割もまた見のがすことができない事実であると思ひます。このようにどのような税を持つて参りまして、より富むものがより富むというふうな姿にある現在の現実に合わせまして、自主財源及び地方交付税を考慮して決定すべきものでないかと思ひます。またこういう点も勘案して政府の税制調査会におきまして今後答申が出されるのではないかと、かように考へておる次第でございます。御意見の点は十分考慮に入れます。これらの答申に對する今後の制度改正に善処して

いたしたい、かように考へます。なお本日提案いたしました後進地域に對するところの公共事業にかかる国庫負担の特例に對する〇・四六の指数に入る都道府県が三十五、入らない県が十一でございまして、大阪、東京、神奈川、静岡、埼玉、京都、兵庫、広島、山口、福岡、愛知でございます。それ以外の県は全部〇・四六以下として適用団体になる、かように考へております。

付状況、合併をした後におきましての状況をお知らせいただけましたら幸いですと思いますが、おわかりになりますか。

○松島説明員 新市町村に対します交付税の特例措置の状況については、現在の交付税の制度といたしましては、合併算定がえ、すなわち合併をした団

体が合併をしなかったとしたならばどうなるかという、その両方の計算をいたしまして有利な方をとるという合併算定がえの制度と、合併をいたした場合はの合併補正という制度と両方を併用してございます。それらの措置によりまする従来の計算によつてこれらの団体に増額されました額は、昭和十八年度においては十億二千八百万、昭和二十九年においては三十二億九千万、昭和三十年においては六十九億三千五百万、昭和三十一年度は百一億、昭和三十二年度は百二十七億、昭和三十三年度は百三十九億、昭和三十四年度は百三十三億六千万、昭和三十

五年度が百二十九億六千四百万、合計いたしまして、昭和二十八年年度から三十五年年度までの間に七百四十三億七千七百万円がいわゆる普通交付税によって措置をいたされておるのでございます。なお昭和三十五年度から合併算定がえの期限が終了するものが出て参りましたので、これに対しましては激変を緩和する措置といたしまして、特別交付税において所要の措置を講ずることとしたしておるのでございますが、この額が昭和三十四年度においては一億二千五百万円、昭和三十五年度においては十一億六千八百万円が先ほど申し上げました額のほかに交付されておるのでございます。なおそのほかに特

別交付税におきましては、合併をいたしました当初年度等におきましては、合併に關します諸雜費等もかかることと、等も考慮いたしまして、それぞれ所要額を交付いたしておるわけでございます。その額は相當額に達するものであるということが御了解いただけるものと思ひます。

市町村の財政状態になっておるかというところでございますが、ただいま詳細な点につきましては調査中でございますけれども、傾向といたしましては、合併前の町村に比べて、合併いたしました町村の方が次第に消費的な経費の割合が低下をいたしまして投資的な経費の割合が増高してきているという状況でございます。これによりまして、合併によって一般的な行政経費が節約され、これが住民福祉に直結する投資的な経費の方に向けられてきているという事実は思量されている次第でございます。

○久保田(四)委員　今いろいろ御説明がございましたが、とにかく不交付団体に對しましての地域的な考え方をずつと私どもが頭の中に入れてみますと、今の十一団体というのを見ますと、工業地帯それから平坦地地帯、全体から見ると平坦地地帯にずつと多いと思うのです。人口の稠密の程度がどの程度であるか、工業がどのくらい進んでおるか、それから観光というふうな地帯も含まれておるのではないかという工合に考えるわけでございますが、そうしますと、低開発地域、後進地域というものは比較的山間地帯に多いように考えられるわけです。そういうふうな中に立つて私どもが考えてみるのに、

一休今後そういう地帯に工業を分散させ、あるいは人口というものを、基幹地域というものを作って、そうして一応そこへ農業人口なり、そういうふうな方法によって吸収していくというのが今の政府の考え方でございますが、これは参考になるかどうかわかりませんが、いわゆる所得の比率につ

いて産業別に考えてみますと、所得の推移に對しましては、その構造比が全体を一〇〇とした場合、第一次産業は一六・六％なんです。第二次産業、つまり製造業とか工業、これが三四・五％、第三次産業は、サービス業とか娯業というふうなものでございますが、これが四九・三％、こういうふうなものを真剣に考えてみると、どうしても地方団体にその財源を求めるといふことにつきますしては、原則的に今までの不交付団体のそういうところをよく分解してみて、産業を優先的に、積極的に分散させなければならぬ。これは真剣に考えなければならぬ。そう

いうふうな中に立ちまして、低開発地域に對しましての法律を作つて、都市と地方の所得格差の是正をはかろうというふうな考え方でございますが、それに対応しましての優遇措置として、一応大きく考えますと、税法上の優遇、金融上の問題、それから土地という問題、この三つの点に對しまして何とか一つやってみようじゃないかかというところが精神に現われておるわけでございます。ところが、これは自分の体験でありますけれども、会社、工場が、低開発の地域に指定をしたからそこそこへ一つ行つたらどうだといつて、えさを一つ投げてやるわけだけれども、そんなことでもってなかなか

か行くもんじゃない。これは大きく困
の方として、いまだ少し真剣な考え方で何
か手を打たなければならぬのじゃない
か。そこで私の考えでありますけれど
も、工場というものをよく考えてみ
ると、一番問題なのは、その経営にお
きまして、資材費を除いたほかは、次
が人件費になるわけです。それから

の次に、これは業種によりまして違いますが、これは業種によりまして違いますが、電力費、動力費といふことも、電力費、動力費といふことも、問題が非常に重要な問題なんです。というふうなことを考えると、いわゆる不交付団体について見ると消費地の方、今の低開発地域といふものは山間ですから、とにかくそこが電源開墾によって荒らされ、どうもいつも山の方には荒らされて、電力は供給するけれども、それはね返りといふものはブル計算になって、一応低開発地帯といふものが常にまた高い電力を買っておる。この点に對しましては、もちろん電気事業法といういろいろな問題もございますが、何かこういふふうな

点で会社、工場なりが一番希望しているというものをちょいちょい投げてやる必要があるというふうには私は考えるわけでございます。これは電気事業法に對してのいろいろの規制を受けておる問題がありますが、こんなようなところも大いに解決する必要があるというふうな点から、一つ財政局長にお尋ねしてみたいと思ひますけれども、何かこんな問題でうまい考え方をしたことがございますか。とにかく電力料をそういう地域において引き下げてやる。いわゆる生産県というものは電力が安くとれるというふうなことになる、全体から見たときには、やはり低開発地域の工業開発に一役買うように

私は考えられるわけです。この点何かお考えがあったら聞かせてもらいたいと思います。

○奥野政府委員 お話しのように、後進地の産業を発展させていきますためには、立地条件を整備する等の問題のほかに、動力源を低い価格で確保しやすいうようにするというのも非常に重

要な問題だと考えておるわけでございます。行政局で考えております地方基幹都市建設促進法の案の中には、そういうことも盛りられておるわけでございます。地方団体が行なっております電源開発の仕事、この電力も電力会社によりて渡してしまわなければならない、直接産業に供給できないという現在の制度につきましては、私も非常な不満を持っておる一人でございます。こういう点につきましては、地方団体が積極的に産業を発展させていきたいということも兼ねまして電源開発を行ないまして、電力会社を通じて売渡しをされていくものですから、自然発電原価

で電力を供給していくというよりなにともしない得ないわけでございます。そのことがまた発電地帯に工場を興げない。従って遠いところに電力を持つていくわけでございますので、相当なロスも出てしまいうわけでございます。これは国民経済の見地から考えましても相当な問題があるのじゃないだらうかという感じを私たちは持つておるわけでございますして、行政局で考えております行き方の問題もございまして、また公営電気の売り渡しの問題もあるわけございまして、総合的に今なお考えになっておりますような方向で私たちは努力をしていかなければなら

○久保田(円)委員　これは非常に重要

しましては、特に県営発電を進めて

それから、特に歳入歳出構成に關す

第一類第二号 地方行政委員会議

○奥野政府委員 非常に荒らつぱい話

ますので、ただいま局長が申し上げま

第十号 昭和三十六年三月九日

特に一番低い地域、
 とういう団体に対

さあそれで学校を作ってみたときの

うふうなことを考えると、大体におき

ていくのですから、これは五十年たつ

ちようどいいからこれを切つて持つて

う思いますけれども、非常に奥地のそ

七

これは現実の問題でございます。そういうふうなところへ学校を作つてやる。それでは起債というやうな問題、地方債という問題に對してもやはり同じにやつていくとすれば、一体そのしわ寄せはどこへくるかという、これは借金も累積して、しまいはどうにもならない。それができないれば事業をやらないことだ、こういうふうな關係に私はなるのではないかと思います。この切り抜きはちよつとあとで見て下さい。

それからやはり關連はしておるわけでございますが、たとえば学校の給食の問題なんかを一つ取り上げて、こういうふうな問題は特に僻地の地帯におきましてはなかなか容易じゃないです。だからそれは全額國の負担でもつてやつてやるぞ。こういうふうにして、大体段階をつけたということがいわば公平な一つの政治だろう、民主政治というものはやはりそういう方向から真剣に考へてやらなくちゃならぬ。私はそういうふうな考へるわけでございますが、結論といたしましては、この起債につきましてはいわゆる後進団体の段階をつけて、できるならば傾斜的に持っていく。ほんとうの富裕団体にほまさか起債を許さないというわけにもいかないでしょ。それから、それは年限を短くしてやる、補助金もとにかくその分だけ後進団体の方へ向けてやる。こういうふうな考へ方があるかどうか、これは重大なことですから次官、各局長からも考へるを聞かしていただきたいと思ひます。

差をなくし、少なくとも地方自治の行政水準を均衡ある姿で向上させていくということは必要なることでございまして、私たちは常々そのやうな方向で努力しなければならぬ。かように考へておるのでございまして、ただいま御指摘になりました点は同感するにやぶさかでないのでもございまして、それを直ちに國庫補助の引き上げ率で行なうかどうかというところにつきましては、私たちは國庫負担というものが國と地方との間の行政のあり方というものに基づいてある程度定められておるということから考へますと、段階的にこれを設けるということとは少し考へるべき点もあるのではないかと。それよりもむしろ私たちは、このために設けられた地方交付税の制度をより合理的なものにしたいとして、この面で充実に持っていくたい、かように考へております。ただ今御提出いたしました國庫負担率の制度というものは、それよりもむしろ後進地域がより以上の格差をなくするのための経済基盤を強固にするために、公共事業を受けやすくするために設けた制度でございまして、すべてにこいうふうなことを行なうかどうかというところは十分検討を要するものでなからうかと考へております。

また起債の点につきましても、事業をやらずという観点からは、できるだけ多く起債を貧弱団体に渡すというところは考へられることでございまして、しかしながら、起債というものは借金でございまして、あとに負担を残すことでございまして、事業をやらせるために起債させやればよいという姿でなく、私たちはむしろこいういった団体にも事業ができるやうに一般財源をこれに与えるという方向に進みたい。かように考へておるのでございまして、富裕府県こそむしろ起債償還能力もありますが、そういう団体に對して償還能力という点を考へましては、やり得べき事業はやりませんが、事業をやらすために起債をやるというよりも、むしろ一般財源をこれに与えなければならぬという方向で考へなければならぬのじゃないかと、かように考へておるのでございまして、しかしながら必要やむを得ざるものを、財政が困難なるがために行なうことができない、たとえば手元にいたたきましたこのやうな事例をなくすためには、個々の分につきましては十分各地方団体を通じ、県を通じ、できるだけ血の通った処置をしていくように、また仰せになったやうなところについて考へなければならぬところも生まれてくるのではないかと、かように考へております。

なほ起債の償還年限は御指摘の通りでございまして、私たちも構造物の償却年数に應じた償還年限の延長ということに常々努力いたしておりますが、原資等の關係で、まだ御要望の点まで達しておりませんが、今後とも努力していきたい、かように考へておるやうな次第でございまして。

○農野政府委員 地方債の運用につきまして、いろいろ御意見がありました点につきましては、將來も十分心して参りたいと思ひます。ただ、現在私たちがとつております地方債の計画ないし運用についての考へ方をこの際申し上げさせていだいた方よろしいのではないかと、かように思ひわけでありまして、三十六年度の地方債計画は千五百五十五億円であつたものが二千億圓に、

たしか二八%前後の伸び率になつておると思ひます。しかしながら一般会計の部分につきましては大した増加はしていないわけでございます。しかし準公営企業の面になりますと二百五億圓であつたものが三百四十億圓に、百三十億圓ふえておるわけでございます。六期以上の増加になつておるわけでございます。公営企業の面におきましても、五百七十五億であつたものが七百七十五億に、二百億圓ふえておるわけでございますので、四期に近い増加に当たつておるわけでございます。言いかえれば、私たちは地方債を考へます場合には、その償還財源を一般財源に求めなければならぬもの、こいうものにつきましては、むしろ一般財源を増額する方向をとるべきであつて、安易に地方債の増額をはかるべきじゃない、かような考へ方をとつておるわけでございます。しかしその償還財源が料金収入に求められるやうなものであります場合には、独立採算のとれます限り、その地方債の所要資金を充足していきたいという考へ方をとつておるわけでございます。どちらかといひますと、戦前におきましては地方債のウェイトが非常に高かつたわけでございます。従いまして、地方債の元利償還額が地方歳出に占めます割合といふものが異常に高かつた、こいう私たちは考へておるわけでありまして、従いまして地方団体が何か建設的な仕事をしようと思ふと、すぐ地方債に財源を求めざるを得ない、一般財源が全部地方債の元利償還に食われてしまふ。従いまして、地方債の機構を通じまして強い中央集權的な行政が行なわれて参つた。私たちは地方財政の構造から

案になつて参つてきておるのでござい
ます。そういう方向で私たちとしては
努力をしていきたいという考え方を
持つております。この点を御了解いた
だきたいと思つてございします。

償還年限の問題につきましては、長
いものは二十五年というふうなことに
いたしておるわけでございますけれど
も、どちらにいたしましても、施設の
耐用年数に即して償還年限をきめてい
かなければならない。償還年限を施設
の耐用年数以上にきめるといふこと
は、私は財政を混乱に導くものだと考
えるのでございまして、償還年限が長
ければ長いほどいいという考え方はと
らないわけでございます。しかしまた
現在の償還年限がすべていいかと言わ
れますと、これまた私たちがぜひ延ば
していかなければならないものが多々
ある、こう考へておるわけでございます
す。そういうものにつきましましては、資
金の総量との見合いもあるわけござい
まして、資金がふんだんにあります
場合にはほとんど耐用年数以下の償還
年限のものは延ばすべきだと思いま
す。しかしながら、延ばす結果は当該
団体に資金が回つてこないといふこ
とにもなりかねないわけでございます
ので、資金の総量と見合いながら、耐
用年数以下の償還年限になつておりま
すものにつきましましては、あと限り耐
用年数に合わせるような努力をしてい
かなければならぬであらう、こういう
考え方をとつておるわけでございます
す。御指摘のありました僻村におきま
して資金がないために必要なこともで
きてない、こういう点につきましまして
は、将来とも十分顧慮しながら地方債

の運用に誤りなきを期するように努力
していききたい、かように考へておるわ
けでございます。

○久保田(四)委員 いろいろ御説明が
ございしましたが、どうですか、結局償
還計画なんだから、何でも今償還計画
をやつてゐるから、こまかいことを言
わないで、とにかく償還年限を倍にす
る、こういう考へはどうですか。

○渡海政府委員 ただいま局長からお
答へいたしました通りでございます。し
かしながらかねてその方向に進んで
おりますが、しかしながら耐用年数に
上り起債を残すといふことは、現実は
消えてしまつたものになお借金が残つ
ておるといふ姿でございますので、耐
用年数に即するところの適正な年限に
はしていかなければならないことはも
ちろんでございします。その方向に努力
しておりますが、また反面原資の増と
いふものの制限もございしますので、た
だいま私たちの要望の線にまで至つて
ない次第でございます。しかしながら
御指摘になりましたような、現在まで
の起債が、非常に苦しい地方団体の財
政をなお苦しめておるといふふうな特
殊な団体につきましましては、個々に応じ
て借りかえ等をいたさしまして済処し
ていく。その反面、ただいま仰せにな
りました御要望につきましましては、資金
の増に伴ひまして努力していきたい、ま
かように考へておる次第でございます。

○久保田(四)委員 それならば私の方
が一步後退して、財政力によつて償還
年限の差をつけていく、この点はどう
ですか。

○奥野政府委員 私たちはやはり地方
債の償還年限は、施設の耐用年数を基

礎として考へるべきものだと思つてお
る。こゝにしまして、財政力があるから、
ないからといふことで、そういうもの
に差をつけることは筋が違つてゐるん
じやないであらうか、こういう考へ方を
持つておる次第でございます。

○久保田(四)委員 しかし、今後一応
検討していただきたいと思ひます。

それから町村合併が一応済みまし
て、私も国に帰りましたが、痛切に考
へられるわけですが、町村の規模が大
きくなりまして、庁舎がぼつぼつ出
きておるわけですが、この間私も頼まれ
たわけでございます。ところが合併町
村におきましては、新庁舎を作るとい
うことは為政者の一つの誇りなんです
ね。そのためにまたまたまらぬものを
作つてくる。それは作るほどけつこう
なんですが、そのために批判を受け
ておるところも、全部じゃないのです
が中にはあるんです。そういうふうな
点に対して、文部省あたりでは率先し
て学校の児童の数と、それから坪数と
いうものを計画的に、科学的にやつて
おるわけですが、それから道路だつて、
橋梁だつて同じことです。やはり自治
省として、今後いろいろ庁舎の構造と
いうような問題も出てくるわけですが、
何か一定の基準を設けて、人口な
り坪数によつて起債といふようなもの
もどの程度までに認めてやるとか、そ
ういふふうな指導をしておりませんか。

○奥野政府委員 市町村の財政指導と
いひましようか、そういう面では現在行
なつてゐる点を申し上げますと、一つ
は地方交付税制度を通じて標準団
体の行政規模といふものをどういふ点
に置いておるかといふことを示してお
るわけでございます。それぞれの団体

は補正係数を乗することによつてある
程度団体の行政規模を推定できるとい
ふような姿にいたしておるわけござい
します。同時にまた、先ほどお述べに
なりました経済構造あるいは人口段
階、そういうようなところから類似の
地方団体の行政内容がどうなつてゐ
るかどうかといふような指数を示すこ
とにいたしておるわけでございます。そ
の場合には、職員数もどれくらいであ
るか、あるいは施設の数もどれくらい
であるかといふようなことを示してい
るわけでございます。従ひまして類似
の団体ではどういふような職員数であ
るかといふことが、個々の団体にお
てわかるわけでございます。そして、そ
ういふものを冊子にまとめまして公に
しておるわけでございます。同時にま
た地方債の運用にあたりましては、庁
舎は、職員数が何人であれば何坪の
のが必要だと考へられる、そのうち地
方債の資金は幾らまでつけるというよ
うなこと、冊子にいたしまして公に
いたしておるわけでございます。従
ひまして市町村には、いろいろな施設
をやつてゐるやうでございしますし、公営企業
もございしますので、職員数を基礎にし
ながら、何坪までの起債なら認められ
るというところがわかる仕組みになつて
いるわけでございます。で、そういう
ことが今後個々の市町村において理
解されるようにして参りたい、現在
やつてゐる建前はそういうことである
わけでありまして。

○久保田(四)委員 一応けつこうで
次に歳出構成の中で給与関係費三
八%、一般行政経費が二〇%、とにかく

給与関係費が非常に膨張しております
ので、行政経費がだんだん少なくなつ
てくるというところは、これは事実で
ございします。それによりまして、地方
団体は起債をやつていくよりしうがな
いだらうというふうな状況でございま
すが、現在の国家公務員と地方公務員
の総数、これは簡単にわかるわけござ
いしますが、これを知らしていただき
たい。

それから給与ベースがどのくらい
か。私どもが考へてみたいのは、人口
に比例いたしまして公務員の数の比率
が外国の公務員の数とどのくらい差
があるものか、この点をちよつと聞き
たいと思つてございします。お知らせ
をお願いしたいと思います。

○奥野政府委員 一般会計所属の地方
公務員の数は百五十三万九千人と考へ
てゐるわけでございます。国家公務員
の一般会計所属の正確な数字は忘れま
した、が、五、六十万ではないかと思
います。これは今正確な数字を調べま
す。それから給与率の方は、昨年給与
改定を行ないましたあとの人事院調べ
で、国家公務員の一般職は基本給で二
万四千二百八十四円でございます。地方
の一般職の方は二万四千八百八十九
円、これは県の方でございます。市町
村の一般職員が二万一千七百五十九
円でございます。一般職員同士の比較で
ございします。こまかいことになりま
す、教育、警察、それぞれたま別に
ございしますが、御指摘によりましてお客
えをいたします。

なお国家公務員の一般会計所属は、
防衛庁の關係も入れまして六十四万一
千人といふことになつてゐるようござ
いします。

それからなお、私たちは地方財政の上で給与費がかなり大きな割合を占めている。このことについて、なお地方行政の行政水準の向上をはかっています。また、さらに投資的経費のウエイトが高まっていることが好ましい、こう考えておるわけでございまして、地方職員の給与そのものが、もちろん御存じのことだと思っておりますけれども、やはり行政の発展に大きな役割を果たしているのだ、こう考えるのでありまして、百五十何万の半分は教育職でありまして、やはり教育職も国の発展のために大きな役割を果たしているのだと考えるのでございます。また一〇％が警察職員であります。従いましてただ単純に職員費だといふ大ざっぱな考え方はなしに、それぞれまた行政の発展のために大きな役割を果たしているといふことは御理解いただきたいと考えるのでございます。

○久保田(四)委員 いずれにしても両方で二百十五、六万になるわけですが、一応外周はどのくらいになっておるか、ここの点は一つ今後の行政面からいたしまして御検討願いたい、かように考えるわけでございます。

その次に県庁職員とそれから警察職員と教職員の平均ベース、今お尋ねして大体の客観が出ておりますが、その平均ベースと、それから県庁職員と市町村吏員の平均ベース、これを一つお知らせ願いたいと思ひます。

○松島説明員 先ほど局長が申し上げました数字は、市町村の一般職員、ただいま御指摘になりました府県で申しますと県庁職員、市町村で申しますと市町村職員の給与の平均でございます。なおこれは三十六年度の地方財政

計画の基礎になっておりますベースでございます。それと比較で申し上げました国家公務員は、昨年給与改定が行なわれました後におきます人事院調べでございますので、これを三十六年度にいたしますと多少昇給等も加味されまゝの数字より上るかと存じます。なおただいま御質問のございました各職種の平均給与額を申し上げます。これはいずれも昭和三十六年度の地方財政計画の積算の基礎となつておりますベースでございますのであらかじめ御了承願います。

義務教育関係、小、中学校並びに盲ろうあ学校等義務教育関係職員の基本給月額、基本給と申しますと本俸と扶養手当と暫定手当を含んでおりますが、二万七千八百四十五円でございます。警察職員が二万五千三百三十四円でございます。一般職員が先ほど申し上げました二万四千八百八十九円でございます。そのほかに高等学校あるいは府県立の大学等がございまして、けれども、いわゆる非義務制の学校の先生でございます。これが三万八千九百四十八円でございます。市町村では一般職員は二万七千七百五十九円でございます。消防職員が二万五千六百五十六円でございます。それから市町村立の高等学校等の非義務制の教育関係職員が三万三千七百六十六円となっております。

○久保田(四)委員 やはり給与関係費を見まして、将来の考え方また今までも私どもこの給与関係は何とか合理化しなくてはならないといふことを地方でいろいろ議論されておるわけでございますが、特に事務能率を上げる上におきましても、給与費の全体の削減

という面から見ましても、今後定年制はどうしてもやらなければならぬのではないかと、私はこういふふうに考えます。しかしそれだからといって、定年制をすぐしくいってしまつて、年齢制をなくすわけにはいきません。そこでやはり地方公務員に對しての退職年金制度といふものをいつかの時代にはいずれにしても作らなくてはなるまいと思ふのです。私はさういふふうに強く考えるわけでございますが、今定年制は最高裁判所の長官にあると聞いております。なおまた地方裁判所の所長にも定年制はしかれておるやうなお話も聞いておりますが、これはどうかかわりませんが、いずれにしてもこういふうな問題を真剣に取り上げ、またこういふことがやりたいのだ、定年制と地方公務員に對して退職年金制度を作りたいのだといふ考え方がありますならば、その時期はこのくらいにしてみたいといふやうなこともお知らせ願えればけっこうだと思ひます。大臣が来られましたからこれは大臣から一つ……。

○安井国務大臣 お話しの通り、地方公務員の能率を上げ、全体の収入をふやしていくためにも定年制という考え方はぜひ必要ではないかと私も思つております。同時にそれをやりますための裏づけである退職年金制度といふものをその前提としていいていきたいと思つております。この退職年金制度が今回の国会に提出する運びにならなかつたことは、われわれ大へん遺憾に存じておりますが、でき得る限り取り急ぎまして実施の運びを進めていききたいと思つておる次第でございます。

○久保田(四)委員 そこで地方公務員につきましては一応考えられておる。それから最近各地方団体におきまして、予算の面から特別職に對しましての歳費の引き上げの問題が相当出ておるわけですね。こういうふうなことも一応自治省として今後ある程度まで指導しておかないと非常にバランスのとれない問題が出てきておる。もうすでに出てきているような感じがしております。知事さんよりもところによると市長の方が給料をよけいにいたたいといふやうなことも見えておるわけですね。そのうちに内閣総理大臣の給与よりも地方の方が多くなつてくるというやうな懸念もなきにしもあらずでございますが、そんなやうな考え方から一応全国の都道府県知事の給与の最高と最低、市長の最高と最低、それから地方議員の最高と最低をお尋ねしたい。というのは、要するにある程度指導しない、これが何といつても底知らず給与が引き上がりまして、いろいろ地方で問題をおもひしている点がたくさんありますので、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 手元に三十五年十月一日の調査によります平均数字しか持つていないのでございますが、よろしければ一応これを申し上げたいと思ひます。

府県の交付団体では、議員の平均が四万九千七百四十四円、副議長五万五千六百十二円、議長六万二千七百九十九円といふことになっております。不交付団体では議員が七万三千四円、副議長八万四千四円、議長九万七千四円、こういふことになっております。なお交付団体の知事の平均が九万六千四円、不交付団体の平均が十三万二千四円といふことになっております。市の場合を申し上げますと、市の議員の平均が一万五千円、市長の平均が五万五千円、市長といふことになっております。

○久保田(四)委員 現在都道府県知事の最高は東京のようでございます。これは二十三万です。総理大臣は二十五万ですか、まただんだん近くなつてくるわけですね。大阪が十七万円、それから神奈川が十五万五千円、北海道が十五万円、最低の山梨が七万なんですね。こういうことを考えてみたときには、一応今からいふことでもなかなか容易ではないと思ひますけれども、やはり自治省としては何か話し合いの広場を設けて指導しておかないと、これが中心になつて、それ市長が上がつた、それからまた議員のものも上がつてくる。特別職につきましてはこんな指導がほしいと思ひますが、その点大臣いかがですか。

○安井国務大臣 これはなかなかむずかしい問題でございます。御承知のように昔といひますか、戦争前は市長といふたやうなものが、これは総理大臣とか知事より相当高額を取るのが通例になつておつたやうな時代もありました。しかし今日の時代になつて参りますと、今お話しのように、大体の一つの標準といふものが指示された方がよからうと思つております。これを個々に下手に標準をきめまして、またそれを上回るといふたやうなことも出てくる危険もありまして、なかなか一律の基準といふものはきめかねておりますが、全体としてはできるだけ妥当な線で押えていくようにしたいと思ひます。

○久保田(四)委員　もう時間もだいぶたちましたから、ちょっと結論的に申し上げたいと思います。

いろいろ御質問したわけでございますが、何といいたしても地方財政計画にあたりましては、この地方団体の最も悩みの大きい問題を中心にして考えていただきたい。それにつきましては、特に今申し上げた通りに、私としては地方税、それから地方交付税、それから地方債の問題、給与関係費、それから一般行政経費、こんなところが中心になるのではないかと、いう工合に考えます。問題は、住民の所得をとかくつけさせるということが基本的な考え方でございますが、その点に對しましては、特に低開発地域工業開発促進法というような法律も作って政府が真剣に考えていくんだ、これは私は非常にけっこうと思うのでございませう。すでに町村合併も一応終わり、新市町村建設の段階に入ってきておる。これをだんだん答えを出していくなくてはならぬわけでありまして、一応自治体のあり方というものを考えたときには、何といっても、市町村が中心でございます。そういう中に立って今後県の統廃合というような問題もあらわら聞いておるわけでありまして、いわば道州制というような問題を中心にして市町村直接、行政、財政という面から一つ能力を上げたいというような考えがありますれば、大臣からこの機会に聞かしていただきたいと思うのです。第一段階として県の統廃合をするのか、あるいは道州制というものを考えておるのか。

○安井国務大臣　お話しのように、日本の自治体は都道府県という自治体

と、さらにその内部に市町村という自治体と、自治体が二つダブっておるといったような形があるわけでありまして、いろいろな行政あるいは自治体の仕事を進めていく上からも種々摩擦や矛盾も今まであったことがあることは御承知の通りでございます。と申しまして、この形を今急激にどう変えていくかということになりますと、これまでの問題が非常に大きいのであります。が、理想から申しますれば、私は地方制度調査会の答申にもありますように、道州制といったような方が好ましいんじゃないかという感じはいたしております。しかし、今直ちに人為的にこの制度を押し進めるといふふうには、何分明治以来の県制の制度でございまして、なかなか困難な状況であらうと思ひますので、むしろさしあたりこの統合の条件がそろい、統合を希望しておるような府県については、それを懇懇していつて、実質的にだんだんと大きくしていくという方法をとっていきたいと思ひます。また、市町村の合併も一応一段落を告げました。今後は、今自治省で考えております基幹都市の計画といったようなものは、そういった一応の統合の済んだ市町村をさらに広い目で見て、地域的に行政あるいは産業の実態上の総合的な企画を立てて発展させていくというふうな方向で規模を広げたい、こういうふうな考えでおります。

○久保田(四)委員　時間もきましたので、一応あとは関連した、特に電源開発の問題でございますが、こちらの点は後日の委員会に尋ねることにいたします。きょうはこれで終わりたいと思います。

○濱田委員長　次会は明日午前十時より開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

昭和三十六年三月十三日印刷

昭和三十六年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局